

令和4年 第2回

福生市教育委員会定例会議事録

日 時：令和4年2月16日（水）午後2時30分

場 所：福生市役所第二棟4階委員会室

1 出席委員	教育長	石 田 周
	委員	渡 辺 浩 行
	委員	加 藤 孝 子
	委員	野 口 哲 也
	委員	新 藤 美知子
	委員	坂 本 和 良

2 事務局(説明員)	教育長(再掲)	石 田 周
	参事兼教育指導課長	勝 山 朗
	教育総務課長	荻 島 正 義
	教育部主幹	重 末 祐 介
	教育支援課長	大 楠 功 晃
	生涯学習推進課長	菱 山 栄三郎
	スポーツ推進課長	矢 ヶ 崎 冬木
	公民館長	佐 藤 克 年
	図書館長	宮 林 和 也
	指導主事	古 川 祐 平
	指導主事	田 邨 佳 宏

3 傍聴人 2名

4 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第5号 福生市一般職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について

日程第 4 議案第6号 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について

日程第 5 議案第7号 福生市の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について

日程第 6 議案第8号 令和3年度福生市一般会計補正予算(第11号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について

日程第 7 議案第9号 令和4年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について

日程第 8 議案第10号 福生市スポーツ推進計画の改定について

日程第 9 議案第11号 福生市教育振興基本計画実施計画(推進プラン)令和3年度～5年度の事業指標等の変更について

日程第 10 議案第12号 福生市教育振興基本計画実施計画(推進プラン)令和4年度～6年度について

- 日程第 11 議案第13号 「下江戸道の道標」の市登録有形文化財の登録に伴う答申について
- 日程第 12 議案第14号 「清戸道の道標」の市登録有形文化財の登録に伴う答申について
- 日程第 13 議案第15号 福生市立中央図書館等における防犯カメラの設置について（諮問）
- 日程第 14 協議事項 1 令和4年度福生市教育方針について
- 日程第 15 報告第1号 福生市立学校の体力向上策第2次改訂版について
- 日程第 16 報告第2号 福生市食物アレルギー対応マニュアル改定版について
- 日程第 17 報告第3号 いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について
- 日程第 18 その他報告事項

【教育長】 それでは、ただいまから令和4年第2回福生市教育委員会定例会を開会いたします。まず、日程についてお諮りいたします。日程第17、報告第3号、いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果についてにつきましては、福生市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第18、その他報告事項の後に報告を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第17号は公開しない会議とし、その他報告事項の後に報告することといたします。

これより、本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、加藤孝子委員、新藤美知子委員を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。はじめに教育総務課長から報告いたします。

【教育総務課長】 それでは私のほうから、教育部長に代わりまして報告をさせていただきます。

学校教育を除く教育部長所管事務についてでございます。資料3ページをお願いいたします。市の全体の動きでございます。2月3日、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会が行われました。学校における感染状況の報告、また、コロナ禍における社会活動の状況について、教育部からスポーツ推進課と図書館がコロナ禍での取組を報告いたしております。また、2月10日には、東京都においてまん延防止等重点措置期間が2月13日から3月6日までの期間延長されたため、本市におきましても、各種会議の延期や書面、オンライン開催等、また、施設開庁時間の午後9時までの時間短縮措置等を内容とする対策の延長を決定しております。

続きまして各課の状況でございます。教育総務課を御覧ください。1月24日、西多摩地域広域行政圏協議会教育長会が書面開催で行われました。なお、青梅市の岡田教育長の退任に伴いまして、橋本新教育長が同会議の会長に選任されております。

また、2月10日には市町村教育委員会オンライン協議会が開催されました。福生市からは加藤委員と坂本委員が出席されております。なお、下段にございますとおり、教育委員会訪問につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定しておりました4校全てについて中止とさせていただきました。

続いて、生涯学習推進課でございます。1月29日土曜日、文化財保護審議会をリモート開催いたしました。新規登録文化財について諮問答申を行いました。詳細につきましては後ほど議案で御説明いたします。

続いて、スポーツ推進課でございます。1月27日木曜日、福生市スポーツ審議会を開催し、スポーツ推進計画改定案の審議を行いました。こちらについても後ほど議案で御説明申し上げます。私のほうからは以上でございます。

【教育長】 次に、勝山教育部参事より御報告いたします。

【教育部参事】 続きまして、学校教育に関する所管事務について御報告申し上げます。資料は5ページをお願いいたします。4点ございます。1点は、インフルエンザ等による学年・学級閉鎖についてでございます。1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染者数でございますが、2月15日現在、児童・生徒は187名、教職員は18名でございます。また、1月24日以降、福生市立小学校1校の1つの学年で学年閉鎖、福生市立小学校6校の9学級で学級閉鎖となりました。中学校はございません。なお、全ての事例において学校での濃厚接触者が発生した事例はございません。引き続き、福生市立学校新型コロナウイルス感染予防ガイドラインに基づき、感染拡大防止対策を万全に学びの機会を確保してまいります。

2点目、行事等の実施状況についてでございます。ア、中学校スキー教室でございますが、福生第一中学校が1月20日から2泊3日の日程で実施いたしました。福生第三中学校は、校内の感染状況等により中止といたしました。イ、特別支援学級宿泊学習でございますが、福生第一小学校ひまわり学級が1月27日から1泊2日の日程で実施いたしました。ウ、道徳授業地区公開講座でございますが、3校がオンラインによる公開を行いました。福生第七小学校は3月に延期でございます。

3点目、研究発表会についてでございます。福生第四小学校の研究発表会はオンラインによる公開となりましたが、無事その研究の成果を市内外に発表することができました。福生市立学校教育研究会報告会でございますが、オンデマンドによる公開で実施をいたしたところでございます。

4点目、行事等の予定でございますが、記載のとおりでございます。なお、ウのふっさっ子スクールフェスタにつきましては、本日別添の資料として御案内のチラシを配布させていただいております。当日は一般の方は発表会場に入ることはできませんが、発表の様子は福生市メディアラボを通してライブ配信する予定でございます。教育委員の皆様におかれまして、御多用のところ大変恐縮でございますが、御出席を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

【教育長】 以上、報告は終わりました。質問がありましたらお願いいたします。

【新藤委員】 コロナの状況、ありがとうございます。これだけコロナがまん延している中で、例えば子どもの生活状況とか、あるいは学校での集団状況とか、そういった中で特によく目立ってきたことという、そういう事案・事例というのはないのでしょうか。

【教育支援課長】 コロナ等の感染の報告は上がってきておりますが、特段そういった子どもたちの変化等の報告は受けている状況はございません。以上です。

【教育長】 よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。それでは教育長報告を終わります。

す。

次に、日程第3、議案第5号、福生市一般職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。荻島教育総務課長より内容説明をお願いします。

【教育総務課長】 日程第3、議案第5号、福生市一般職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、提案理由ならびに内容について御説明申し上げます。7ページの議案書を御覧ください。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

改正の趣旨でございますが、一般職員のサービスの宣言につきましては、行政手続きの押印廃止やデジタル化等への対応を踏まえ、東京都の改正内容を参考に宣言書の様式の押印廃止を行っておりますが、その後東京都が令和3年9月に再度条例改正を行いましたので、その内容を参考に本条例を改正するものでございます。

次に、改正の内容でございます。13ページの新旧対照表を御覧いただけますでしょうか。第2条、サービスの宣誓に関する規定でございますが、任命権者または任命権者の指定する職員の面前において宣誓書に署名となっている規定を、任命権者または任命権者の指定する職員に宣誓書を提出するという規定に改正しようとするものでございます。施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第5号は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第4、議案第6号、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。荻島教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

【教育総務課長】 日程第4、議案第6号、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、提案理由ならびに内容について御説明申し上げます。資料15ページを御覧ください。

はじめに提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

改正の趣旨でございますが、職員の妊娠、出産、育児と仕事の両立を支援する観点から、国及び東京都の勤務条件を参考に、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に定める特別休暇につきまして、規定の見直し及び新設を行うため、本条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、条例で規定する特別休暇につきまして、有給化、会計年度任用職員への適用、及び、規定の新設を行うもので、会計年度任用職員に対し、出産の前後を通じ16週以内で取得できる妊婦出産休暇につきまして、無給休暇を有給休暇に改め、配偶者が出産する場合に、出産にかかる子、または小学校就学前の子を養育する必要がある場合の育児参加休暇につきまして、5日以内の有給休暇を新たに適用し、配偶者が出産した場合の出産支援休暇につきましても、2日以内の有給休暇を新たに適用するものでございます。

また、常勤職員、会計年度任用職員ともに、不妊治療にかかる通院等のための出産サポート休暇につきまして、年に5日以内、ただし体外受精及び顕微授精にかかる場合は10日以内の有給休暇を新たに適用するものでございます。

それでは、21ページの新旧対照表を御覧ください。第7条の2、第2項、第2号に規定している会計年度任用職員の有給休暇における特別休暇につきまして、新たに、第10条、第1項、第4号の妊娠出産休暇、第11号の育児参加休暇、第12号の出産支援休暇及び第22号の出産サポート休暇を追加するものでございます。

22ページをお願いいたします。第10条、第1項、第22号は出産サポート休暇の新設でございまして、不妊治療に関する特別休暇の規定を整備するものでございます。第3項は休暇の単位に関する規定でございまして、第1項、第22号の出産サポート休暇を追加するものでございます。第5項は、特別休暇のうち、会計年度任用職員へ適用しないものを規定するもので、第11号の育児参加休暇及び第12号の出産支援休暇を削除するものでございます。施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

説明は以上でございます。御審議をいただき、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑はございませんか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第5、議案第7号、福生市の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。荻島教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

【教育総務課長】 日程第5、議案第7号、福生市の一般職の職員の給与の臨時特例に関する

条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、提案理由ならびに内容について御説明申し上げます。23ページの議案書を御覧ください。

はじめに提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

改正の趣旨でございますが、管理職職員の給料月額削減期間を令和5年3月31日まで1年間延長し、令和4年度においても給料削減措置を継続して実施するため、本条例を改正するものでございます。

次に、改正の内容でございます。29ページの新旧対照表を御覧ください。第1条に規定している特例期間を令和5年3月31日までとし、附則第2項に規定している条例の失効の期限を令和5年3月31日まで延長するものでございます。施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

【坂本委員】 内容は分かるんですが、1年間減額を延長するというのは何か理由があるからだと思うので、その辺ちょっと説明をお願いできますか。

【教育総務課長】 福生市の給与体系上、国家公務員との比較におけるラスパイレス指数、こちらの状況等を勘案しましてこちらの措置を継続するものでございます。以上です。

【教育長】 よろしいでしょうか。他にはございますか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第7号は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第6、議案第8号、令和3年度福生市一般会計補正予算、第11号の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。菱山生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

【生涯学習推進課長】 それでは、日程第6、議案第8号、令和3年度福生市一般会計補正予算、第11号の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について、提案理由ならびに内容について御説明申し上げます。資料は31ページをお願いいたします。

まず提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基

づきまして、市長から意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

補正予算の内容につきましては37ページをお願いいたします。令和3年度福生市一般会計補正予算、第11号の第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,560万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ300億5,290万5,000円とするものでございます。

それでは補正内容について御説明いたします。資料は38ページをお願いいたします。左側中央の第3表、債務負担行為補正を御覧ください。廃止が1件でございます。ふっさっ子グローバルヴィレッジ実施委託、令和3年度から令和4年度、365万4,000円につきまして、新たに教育課程に基づいた英語教育の体験型プログラムを令和4年度に実施するため、債務負担行為を廃止するものでございます。

以上、議案第8号、令和3年度福生市一般会計補正予算、第11号の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についての説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第8号は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第7、議案第9号、令和4年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

【教育総務課長】 日程第7、議案第9号、令和4年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について、提案理由ならびにその内容について御説明申し上げます。39ページの議案書を御覧ください。

はじめに提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。45ページから109ページは、令和4年度福生市一般会計予算及び同説明書の教育委員会所管分の抜粋となっております。

次に内容でございます。111ページ、資料、令和4年度当初予算についてをお願いいたします。こちらは予算規模等について、113ページ以降は実施計画、予算説明書の教育委員会所管分の抜粋となっております。

はじめに111ページの予算規模でございます。一般関係、市全体の予算でございますが、令和4年度の予算編成も、厳しい財政状況により、令和3年度に引き続き全庁的に各課枠配分が導入された中で予算要求となりましたが、令和4年度の予算額は261億8,000万円。前年度比、13億7,000万円、5.5%の増でございます。このうち教育費につきましては、35億6,382万3,000円でございます。教育費の一般会計に占める割合は13.6%。前年度比では、4億7,628万3,000

円、15.4%の増でございます。なお、教育費を学校教育関係と社会教育関係で見ますと、学校教育関係が22億6,745万9,000円、構成比は63.6%で、社会教育関係が12億9,636万4,000円、構成比は36.4%でございます。

前年度比で増となった主な理由は、学校教育関係ではICT推進事業費で、令和3年度に行いました校務系システム更新委託料が減となるものの、小中学校の防音機能復旧（復機）事業で、第六小学校及び第三中学校の校舎復機工事費の増、第二小学校、第二中学校の外壁及び屋上防水改良工事、及び、第一中学校のテニスコート改良工事の増等、建設事業費の増が主なものでございます。

社会教育関係につきましても、中央図書館改良工事に伴う休館により、中央図書館管理事務及び資料貸し出し閲覧事業は減となるものの、中央図書館施設改良工事、及び、かえで会館外壁及び屋上防水改良工事の増等、建設事業費の増が主なものでございます。

次に、2、大規模事業でございます。大規模事業とは1億円以上の事業でございます、記載のとおりでございます。

次に、実施計画、予算説明書の抜粋、113ページを御覧ください。上段のア、運営方針につきましては記載のとおりでございます、基本的には例年同様の内容となっております。令和4年度は特に大きな変更はございません。

次に、イ、実施計画は、運営方針を具体的に推進するための令和4年度の主だった動きである、新規、廃止、改善項目を記載しており、113ページから114ページに事業を列挙しておりますので、主なものを紹介させていただきます。

はじめに、113ページ中段、新規は1件。令和における福生市立学校の在り方検討委員会事務。こちらは、福生市立学校の在り方検討委員会を立ち上げ、教育課題の解決や、教育に対する福生市民の思いや願いの実現という視点を踏まえ、今後の学校教育の在り方等を検討し、施策の立案や中長期計画の策定に生かしていくものでございます。

次に、廃止が1件。ふっさっ子グローバルヴィレッジ事業は、次の改善事業の1点目でございます教育課程に基づく英語教育推進事業に移行するための廃止となっております。小学校第5学年児童と中学校第2学年生徒全員が、東京都教育委員会とTOKYO GLOBAL GATEWAYが提供する英語教育の体験型プログラムを通じて、グローバル人材としての資質や英語力の向上を図るものでございます。

2点目、給食費事務は、保護者等の利便性を図るため、給食費をコンビニエンスストアで納付できるようにするものでございます。

114ページをお願いいたします。3点目の学校支援地域組織事業は、中学校3年生を対象に、進学に特化したスタディ・アシスト事業を令和4年度以降も継続して実施するものでございます。

4点目、文化財事務は、その下2点を飛ばしまして、中央図書館改良事業、資料貸し出し閲覧事業と同様で、中央図書館休館に伴う対策事務でございます。

上から3点目、4点目、こちらにつきましては、東京2020パラリンピック競技大会を好機と捉え、スポーツ推進計画に基づき、パラスポーツの普及を図るものでございます。

次に、継続費は1件で、中央図書館改良事業の改修工事について、令和4年度から令和5年

度にかけて設定するものでございます。

次に、債務負担行為は1件。同じく中央図書館改良事業ですが、こちらは、改修工事に伴う図書等の運搬・保管について、令和4年度から令和5年度にかけ設定するものでございます。

続いて115ページ、ウ、歳入予算を御覧ください。歳入は、社会教育施設の使用料、国、都からの補助金等が主なものでございます。新たなものを紹介させていただきます。

第16款、第2項、第6目、教育費国庫補助金のうち、下から2番目の、小中学校外壁改良事業補助金3,796万8,000円は、老朽化による第二小学校及び第二中学校の外壁改良工事に対する補助金で、補助率は対象事業費の3分の1となっております。

次に、第17款、第2項、第7目、教育費都補助金のうち、上から6番目の授業改善推進拠点校授業補助金40万円は、東京都教育委員会より令和3年度から5年度まで福生第六小学校が授業改善推進拠点校として指定を受けたことによる学力向上推進事業に対する補助金で、補助率が10分の10、上限額が1校40万円でございます。

なお、令和3年度は6月に補正で対応させていただいております。以上が令和4年度の新たな歳入でございまして、歳入の合計額は7億6,487万5,000円でございます。

続いて、116ページ、エ、歳出予算。事業別の総括表で職員人件費を除いた歳出の合計額は29億6,774万1,000円でございます。歳出の詳細につきましては、117ページから179ページ。こちらは事務事業の個票となっており、事業の概要、事業費等を記載しております。また、180ページから183ページは、先ほど紹介させていただきました改善項目の年度別計画、廃止事業等の説明となっておりますので、後ほど御確認ください。

最後に、令和3年度は令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校、社会教育におきまして、やむを得ず行事やイベントを中止したケースが多くございました。いまだ収束の兆しが見えない状態ではございますが、令和4年度も全庁的に全ての事業を通常どおり実施することを前提として予算計上してございます。新型コロナウイルス感染症の状況により、令和3年度と同様に、対策のための補正予算の計上、行事・イベントの変更等の可能性もございますが、その都度教育委員会定例会で報告させていただくとともに御審議をいただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上、大変雑ぱくではございますが、令和4年度当初予算教育部の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第9号は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第8、議案第10号、福生市スポーツ推進計画の改定についてを議題といたします。矢ヶ崎スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。

【スポーツ推進課長】 それでは、議案第10号、福生市スポーツ推進計画の改定について御説明申し上げます。資料は185ページからとなります。

本議案の提案理由でございますが、本計画は平成23年度に10年計画で策定し、令和3年度をもって計画期間が終了することに伴い、現状の課題や今後の方向性等を見直す必要があることから、本議案を提出するものでございます。

本議案に対する資料につきましては、187ページからの、A3版となります、横になっておりますが、概要版。そして、189ページからの計画書本体ということになっております。以上の2点を本日は資料として御提示申し上げております。

本件につきましては、昨年11月19日の教育委員会定例会におきまして御説明いたしました後、12月議会、パブリックコメント等を経まして計画の改定案がまとまりましたのでお示しするものでございます。

まず、議員からの意見聴取では、議員からの御意見はございませんでした。また、市民意見につきましては、1名の方から1件の御意見がございまして、1月19日の教育委員会定例会において、寄せられた御意見に対する市の考え方を御報告いたしております。

なお、市民意見に関連する施策につきましては、案において既に身近なスポーツ活動の場の充実として掲げているため、施策自体の修正はございません。ただし、60ページの施策の説明文にそこを補記するような形で旨を追記しております。

最後に、今後のスケジュールといたしまして、2月21日の庁議で報告し、議会には、最終日3月29日の全員協議会において御報告を申し上げる予定でおります。その後、改定版の福生市スポーツ推進計画につきましては、市広報や教育広報、市ホームページなどを通じて周知を図ってまいります。なお、改めて、製本が整い納品されましたら、委員の皆様には御配布申し上げたく存じます。

大変雑ぱくではございますが、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。以上をもちまして説明とさせていただきます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。

【新藤委員】 この冊子の内容でありますとか表現につきましては、もう本当にこれでよくしっくり整理されていると思います。ただ、この施策を実施するときの一つの観点といいますか、その点について心得ていただきたいというお願いが2つあります。

1つは外国の方々なんです。これは本当に、現実、広報を受け取ることとか、あるいは自分たちが参加するとか、つながりを持つとかが本当に非常に厳しい状況なのは事実だと思います。私もいつときいろいろと調べてみたときに、やっぱり外国籍の多い新宿区なんかでは、外国の方にスポーツのチームをつくっていただいて、それでそれを支援していくと。例えば会場を取るとか、そういうことがものすごく大変なんです。そういうことはやっぱり行政側がスポーツ推進としてやっていくとか。やっぱりそういうつながりの中で外国籍の方のつながりをスポーツに関して増やしていき、1つのつながりを作っていくというような試みをやっております。

そんなことも他地域に学びながら、与えるというところから、外国の方々自体がこの課題を突破できるような支援をしていくというようなことの方針を一つ持っていて、この施策を実施していただければと思います。

それからもう一つは、スポーツの好きな子どもの育成というところに子育て関連施設うんぬんというのがあって、施策として挙がっています。これも本当に素晴らしいと思います。ただ、この中でやはり、コロナのこともあります。非常にやっぱり経済的な格差が各家庭に金銭的にも時間的にもやっぱり出てきているのは実態としてあるんです。その中でやっぱり、そういう稽古事に通わせられる、親が付いて通わせられる家庭と、そうではない家庭は、全くこういうことを経験しないままやっぱり集団生活に入ってくるという実情がございますので、ぜひ幼児期のときに、例えば月1回とか2回とか、それを短期でも構いませんが、何か体験させられるという、その格差をなるべく少なくしていくような取組という視点から幼児へのスポーツ推進も考えていただけたらありがたいかなというふうに思いますので、その辺り2点お願いできればと思います。

【スポーツ推進課長】 ありがとうございます。私どももこれを策定する中、また、スポーツ推進審議会の委員の皆様からも、今新藤委員からいただいた御意見と同様なことをいただいております。私どもも、また、実務の上でも、今回のコロナのことで、かなり外国人の利用者の方々に施設が使えなくなるなんていう案内をする際に苦慮した、実務としてもその経験がございます。こういったものを糧に、よりそういった幅広い、それこそ国籍等に関わらない利用のしやすさというのを求めたく今回の計画を考えてございますので、今いただいた御意見も今後踏襲して、必ず引き継いでまいりたいと思います。以上でございます。

【教育長】 いかがでしょうか。他にはございますでしょうか。ただ今、新藤委員から指摘いただいたことは、事務局としても大変重視しているところですが、計画の中の38ページとか57ページに外国人に対する意見聴取の結果が載っております。つまり、外国人の方をいかにスポーツに誘引するかということが計画にあるので、新藤委員の御発言を踏まえて、これを意図的に実現していくということが大切であると私も思いましたので、どうぞよろしく願いいたします。

では、よろしいでしょうか。それでは質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第10号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第9、議案第11号、福生市教育振興基本計画実施計画、推進プラン、令和3年度から5年度の事業指標等の変更についてを議題といたします。荻島教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

【教育総務課長】 日程第9、議案第11号、福生市教育振興基本計画実施計画、推進プラン、令和3年度から5年度の事業指標等の変更について、提案理由ならびにその内容につきまして御説明いたします。資料は本日差し替えさせていただいた資料でございますが、その次に続く267ページをお願い申し上げます。

提案理由でございますが、福生市教育振興基本計画第2次に基づき策定しました令和3年度から3ヵ年の実施計画について、新型コロナウイルス感染症の影響等により、点検評価の対象となる事務事業及び事業指標等について変更を行う必要が生じたため、本議案を提出するものでございます。

資料の269ページから270ページを御覧ください。令和3年度の推進プランにおいて点検評価の対象としております30事業中21事業の見直しを行いました。21事業中、指標の見直しを行った事業が20件、点検評価の対象から除外した事業が1件となります。見直しにあたりましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けにくい指標とするため、評価指標を単なる実績回数や時間数とするのではなく、事業の有用性をより評価しやすい当事者等の満足度や、事業実施による成果物等に指標を改めております。

また、270ページのナンバー23、市民文化祭事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度は事業を中止したため、点検評価の対象から外しております。

なお、令和4年度7月をめぐりに変更後の指標を用いた事業評価を実施する予定でございます。

以上、議案第11号、福生市教育振興基本計画実施計画、推進プラン、令和3年度から5年度の事業指標等の変更についての説明とさせていただきます。議案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

これは、評価委員の方々からも、いわゆるコロナ禍のために不可抗力で実施できないようなものまで指標に残すということはかえって適正な評価ができないのではないかという、そのような御意見もいただいておりますことから事務局のほうで精査したものでございます。よろしいでしょうか。それでは、質疑が他にないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第11号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第10、議案第12号、福生市教育振興基本計画実施計画、推進プラン、令和4年度から6年度についてを議題といたします。荻島教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

【教育総務課長】 日程第10、議案第12号、福生市教育振興基本計画実施計画、推進プラン、令和4年度から6年度について、提案理由ならびにその内容につきまして御説明いたします。資料の271ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、福生市教育振興基本計画第2次に基づき、各施策を計画的に推進できるよう、令和4年度から3ヵ年の実施計画を策定する必要があるため、本議案を提出するものでございます。資料の275ページをお願いいたします。なお、以降は計画書本体のページ数も併記してございますので、こちらのほうで説明させていただきます。

まず、計画書の1ページ目、基本的な考え方では、策定の目的、性格、計画の位置づけなどを記載してございます。括弧1の策定の目的及び括弧2の性格でございますが、本実施計画は福生市教育振興基本計画第2次に基づき、各施策を計画的に推進できるようにするためのもので、令和4年度から3年間の計画を策定するとしてございます。毎年度見直しを行うものでございます。

次の2ページ、3ページ、こちらには、教育振興基本計画第2次で示しました4つの基本方針ごとの推進事業の体系を示しております。

次の4ページから5ページには、教育部の運営方針、実施計画の新規、廃止、改善項目、継続費、債務負担行為について記載しております。内容は先ほどの当初予算説明の際と同一になりますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、6ページから28ページ。こちらについては、基本方針ごとの推進事業、実施計画の一覧表となっております。6ページを御覧ください。上段に凡例と記載がございますが、新規事業につきましては事業名のところに丸で新、改善事業につきましては丸で改と表示しております。また、丸で点とございますのは、次年度に実施いたします点検評価の対象事業を表しております。令和4年度のプランですから、令和5年度に事業の点検評価を受ける形となっております。

なお、実施計画の内容でございますが、市の総合計画の実施計画にならい、事業ごとの掲載とし、その事業が主にどのような取組を行うのかを記載してございます。年度別計画の欄には、令和4年度一般会計当初予算に計上しております予算額などを記載しております。事業の中には、予算が伴わなくても重要な取組もございますので、そちらについても御確認いただければと思います。

29ページから31ページ、こちらのほうには点検評価の対象となる事業を一覧にまとめております。最後の32ページには、福生市教育委員会の教育目標、33ページから34ページには、教育目標を達成するための基本方針を掲載しております。

以上、議案第12号、福生市教育振興基本計画実施計画、推進プラン、令和4年度から6年度についての説明とさせていただきます。原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。新藤委員お願いします。

【新藤委員】 26、300のページのところの、地域社会総がかりでの教育の推進という項目のところです。2番目、子どもの安全を守る環境づくりの推進というのがございます。この中に、その主な取組はここに2つ載っかってございますが、あくまでこの環境づくりの推進は、子ども

もの安全を外から守るといいますか、大人が守るといふ、こういう形の内容だといふふうに思います。ぜひここに、どんな形になるのがいいのかは分かりませんが、地域の大人自身が守っていくというんですかね。

例えば、大人がぱっと突っ切って行ったときに、大人は行けて、中学生も行けるかもしれない。しかし小学生がまねしたときにはやっぱり足が全然引っ掛かっちゃうというようなことがやっぱり地域ではあったんです、実際。それで、やっぱり周りの、町が、大人が、特に通学路の危険な場所に限ってでもいいんですが、そこについてはみんながちゃんとやっていくというようなことになったときにやっぱり子どもの安全環境というのはかなりしっかりと守られてくるかなというふうに思うんです。やっぱり普通に大人が突っ切っていて、あなたたちはやっちゃいけないよというのは、非常になかなか、小学校の高学年、中学生辺りはやっぱり厳しい。ただ、体力差とか判断力の差で危険度は非常に増してくるという実態があります。

だからぜひ、これはどんな取組が、例えば各学校ごとのどこか危険なところを取り上げて、PTAにその辺をお願いし、とにかく生徒はきちっと小学生に範を示し、あるいは幼児に範を示して渡る取組。いわば地域での中学生の役割みたいなものですね。というようなことの、何かちょっとそういうつながりがあるものが入っていかないと、やっぱりもぐらたたきみたいになっていく。これは推進だから、地域総がかりで教育の推進ですので、その辺りの視点がちょっと盛り込まれても。主な取組のところでもいいと思うんですが、何かちょっと入ってくると推進の中身がしっかりと次につながっていくのかなというふうには思います。

私も今気が付いたので考えがまとまらないんですが、またちょっと自分なりにも考えてみますが、その辺りをよろしくお願ひしたいと思います。

【教育長】 新藤委員、ありがとうございます。今の御意見で他の委員の皆さんはいかがですか。何か御発言はありますか。関連していかがですか。よろしいでしょうか。荻島課長はどうですか。

【教育総務課長】 こちら、地域総がかりの部分ということで、こちらの事業の主な取組の内容に今新藤委員がおっしゃったところが有効な対策として入れられるか再度検討してみます。入れられるようであれば、こちらの取組内容のところに付記をしたいと思います。以上です。

【教育長】 ありがとうございます。ただ今、新藤委員がおっしゃられたことというのは、恐らくこの取組に直結する周囲のところで、いわゆる大人のマナーとか、道徳教育的なところの意味もあるかなと私は伺っていて思いました。たまたまここが、基本方針の4、地域社会総がかりのところなので、続いてウのところ、コミュニティースクール運営事業が載っております。イの子どもの安全を守る環境づくりの推進の主な取組のところ、コミュニティースクール委員会との連携とか、要は、子どもの安全を守るという意味での働き掛けをコミュニティースクール委員会のほうにもお願ひをするというような、そういった、項目を変えるのではなくて、取組のところに付記したらいいのではないかなと私も思ったところですので、御検討をぜひお願ひしたいと思います。

他はいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。それでは質疑を終わりたいと思います。ただ今、新藤委員からの御意見がありましたので、その部分については事務局のほうで修正等原案を作りまして修正をする方向ということでお諮りしたいと思います。議案第12号は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第11、議案第13号、下江戸道の道標の市登録有形文化財の登録に伴う答申についてを議題といたします。日程第12、議案第14号、清戸道の道標の市登録有形文化財の登録に伴う答申についてと内容に関連がございますので、一括して事務局より説明いたしますので、御了承お願い申し上げます。なお、採決につきましては、1件ずつ採決させていただきたいと思っております。菱山生涯学習推進課長、内容説明をお願いします。

【生涯学習推進課長】 それでは、日程第11、議案第13号、下江戸道の道標の市登録有形文化財登録に伴う答申について、その提案理由ならびに内容について御説明申し上げます。資料は311ページを御覧ください。

まず提案理由でございますが、福生市文化財保護審議会の答申に基づきまして、下江戸道の道標を福生市登録文化財台帳に登録するため、本議案を提出するものでございます。

313ページをお願いいたします。こちらは答申文の写しでございます。教育委員会からの諮問に対しまして、令和4年1月26日付で福生市文化財保護審議会会長から教育長宛に提出されました。内容といたしましては、福生市登録文化財台帳に登録するよう答申するとしております。

それでは、本件の内容につきまして、改めて調書に基づきまして御説明いたします。資料は316ページを御覧ください。まず、1の文化財の名称は、下江戸道の道標、数量は1基でございます。資料の全体像につきましては、道標の位置を新旧の地図上に示したものを317ページ、資料の銘文の拓本を318ページ、資料の現況写真を319ページに掲載してございます。

316ページの調書にお戻りください。次に、2の登録種別は、市登録有形文化財でございます。3の所有者につきましては、田村隆一郎氏、所在地につきましては、福生市本町106番地でございます。4の内容でございます。本道標は自然石に文字が記されたもので、青梅道、今の銀座通りと下江戸道との分かれ道に残されております。表面には、右、拝島八王子、左には山口所沢道と記され、裏面には、元治元年子年12月福生村森田徳左衛門と記されております。

次に、5の現状及び保存状態でございますが、市内には江戸時代のものと考えられる道標が3基あり、このうちの唯一原位置に残るものと考えられ、現在でも分かれ道の分岐点にございます。現状は319ページの写真のように横倒しとなっておりますが、保存状態としては、石造物であるため劣化等はしておりません。

最後に6の登録理由でございますが、江戸時代までさかのぼることが明らかな道標であり、

原位置をとどめております。福生の地域社会を考える上で重要な道標であることから、市登録有形文化財としてふさわしいものと考えております。

以上、内容について御説明申し上げましたが、本件、下江戸道の道標を福生市登録文化財台帳に登録することにつきまして、文化財保護審議会の答申のとおり御決定くださいますよう、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、日程第12、議案第14号、清戸道の道標の市登録有形文化財登録に伴う答申について、その提案理由ならびに内容について御説明申し上げます。資料は321ページを御覧ください。

提案理由でございますが、福生市文化財保護審議会の答申に基づきまして、清戸道の道標を福生市登録文化財台帳に登録するため、本議案を提出するものでございます。

323ページをお願いいたします。こちらも答申文の写しでございます。令和4年1月26日付で福生市文化財保護審議会会長から教育長宛に提出されました。内容といたしましては、福生市登録文化財台帳に登録するよう答申するとしております。

それでは、本件の内容につきまして、調書に基づきまして御説明いたします。資料は326ページを御覧ください。まず、1の文化財の名称は、清戸道の道標、数量は1基でございます。資料の全体像につきましては、道標の位置を新旧の地図上に示したものを327ページ、資料の銘文の拓本を328ページ、資料の現況写真を329ページに掲載してございます。

326ページの調書にお戻りください。2の登録種別は、市登録有形文化財でございます。所有者につきましては、福生市で所在地につきましては、福生市牛浜163番地、さくら会館の敷地内でございます。4の内容でございます。本道標は自然石に文字が記されたもので、今の五日市街道である江戸街道と、清戸道の分かれ道に存在したものでございます。表面には、右、江戸、左、清戸と記されております。清戸とは現在の清瀬市内の地名でございます。造立年は、年紀等の記載がないため、不詳でございます。

次に、5の現状及び保存状態でございますが、市内に残された江戸時代のものと考えられる3基の道標のうちの1基で、原位置の近くにあたる福生公園内に現存しております。保存状態としては、石造物であるため劣化等はしておりません。

最後に6の登録の理由でございますが、清戸道につきましては、昭和24年に終了いたしました志茂地区区画整理事業により廃道となり、現存はいたしません。清戸道の存在を今に伝える貴重な資料となっております。また、年不詳ではあります。戦国時代に八王子の滝山城主でありました北条氏照が、清戸の番所と滝山城を結んだ重要な道であったとの伝承がございまして、この伝承につきましては福生市史でも報告されております。清戸の地名と北条氏照の関係を踏まえると、近世の初期までさかのぼる可能性を示す道標と言えます。福生の地域社会を考える上で重要な道標であることから、市登録有形文化財としてふさわしいものと考えてございます。

以上、内容につきまして御説明申し上げましたが、本件、清戸道の道標を福生市登録文化財台帳に登録することにつきまして、文化財保護審議会の答申のとおり御決定くださいますよう、御審議のほどよろしくお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。加藤委員。

【加藤委員】 直接の質問ではないかもしれませんが、下江戸道の道標のほうは、写真を見せていただくと、自転車が置いてある等、道標がよく分からなくて、もし文化財台帳に登録された場合には、もうちょっと周囲の整備とか、市民が認知できるような状況にとかいうふうにはしていただけるのでしょうか。

【生涯学習推進課長】 登録された暁には、今後看板等を立てて分かるようにしていきたいと考えております。また、所有者の方とも今相談をいたしておりまして、コケが石に生えておりますので、まずはきれいにするというところから始めたいと考えております。以上でございます。

【教育長】 ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第13号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第14号についてお諮りいたします。議案第14号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第13、議案第15号、福生市立中央図書館等における防犯カメラの設置について、諮問を議題といたします。宮林図書館長より内容説明をお願いします。

【図書館長】 それでは、日程第13、議案第15号、福生市立中央図書館等における防犯カメラの設置について（諮問）の、提案理由ならびにその内容について御説明いたします。資料331ページを御覧ください。

まず提案理由でございますが、中央図書館等における防犯カメラの設置について、別紙のとおり個人情報保護審議会に諮問したいので、本案を提出するものでございます。

資料333ページを御覧ください。内容でございますが、1の設置場所は、福生市熊川850番地1、中央図書館及び郷土資料室でございます。

2の設置台数等でございます。資料の335ページから339ページに設置箇所をお示ししております。併せて御覧ください。1階につきましては、入り口、玄関、廊下に各1台。資料展示室、開架室に各3台。児童室、おはなし室、レファレンスルーム、職員通用口に各1台の合計13台

となります。2階につきましては、廊下、エレベーターホール、研修室に各1台の合計3台となります。屋外では、駐輪場に1台、駐車場に2台の合計3台となります。全部で19台設置いたします。

3の設置する機器の仕様につきましては、ドーム型カラーカメラ及び屋外赤外カラーカメラで、有効画素数は200万画素以上でございます。4の撮影した映像の保存期間は7日となります。

5のカメラを設置する理由でございます。中央図書館等につきましては、多くの来館者に御利用いただいている施設であり、貴重な資料を多数所蔵していること。施設内では少額ですが金銭も取り扱っていること。また、平日は午後8時まで開館していること。休館日や閉館時の夜間にもブックポストに本を返却に来る方がいるなど、安心して施設を御利用いただくため、防犯、安全対策を強化する必要があることから、平成21年に個人情報保護審議会から福生市立中央図書館における防犯カメラの設置について答申をいただき、防犯カメラの設置を行っております。今回、中央図書館等につきましては令和4年度から空調設備等の改修工事に伴い休館となり、令和6年1月の開館を予定しておりますが、その際、防犯カメラの設置台数及び設置場所が変更されるため、改めまして審議会に対し諮問を行うものでございます。

6の個人情報の保護措置といたしまして、担当部署職員以外の職員がモニターの撮影映像を視認できないようにいたします。また、撮影した映像データにつきましても、福生市個人情報保護条例、福生市防犯カメラの設置及び運用に関する条例、及び、福生市が設置する防犯カメラの設置及び運用に関する規則の規定に基づき、適正に管理いたします。

7の運用開始時期につきましては、令和6年1月を予定しております。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第15号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第14、協議事項1、令和4年度福生市教育方針についてを議題といたします。荻島教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

【教育総務課長】 日程第14、協議事項1、令和4年度福生市教育方針について、提案理由ならびに内容につきまして説明をさせていただきます。当日配布資料、協議事項1を御覧ください。

提案理由ですが、令和4年第1回市議会定例会において、教育委員会が推進していく取組について述べるにあたりまして、令和4年度の教育方針を定める必要があるため、御協議をお願い

いするものでございます。教育方針は、令和4年3月1日の市議会定例会初日の冒頭で、市長の施政方針演説に続いて教育長から御発言をいただくものでございます。

1 ページを御覧ください。教育方針の冒頭では、令和3年度の状況の総括をしております。まず学校教育について、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言等にあっても、本市独自の学習状況調査や、GIGAスクール構想によるICT教育の実現など、各種教育課題に対して着実に取組を進めたことを記載いたしました。同様に、社会教育関連では、成人式等コロナ対策を図った上で実施した事業とともに、中止した事業、新たな試みとしてのオンデマンドの形態を取って実施した事業について紹介しております。

2 ページを御覧ください。令和4年度の教育方針について基本方針を記載しております。わが国が4つの歴史的転換点にあること。この予測不可能な変化の中で、第5期福生市総合計画が掲げる『人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ』を教育の面から実現していくために、学校教育、社会教育、生涯学習を通じて、人づくり、生きがいに組み、教育委員会一丸となって、誰一人取り残さない持続可能な福生市の教育を目指していくことについて記載いたしました。

3 ページを御覧ください。ここから6ページまで、令和4年度の重要施策について、福生市教育振興基本計画第2次に掲げております4つの基本方針に沿ってまとめております。

基本方針1、子どもたちの「生きる力」の育成と個を伸ばす教育の充実では、個別最適な学びと協同的な学びを一体的に実現するための取組として、iPadの活用を一層促進し、福生市学力調査の結果とリンクした学習支援ソフトの活用。小学第5学年児童及び中学校第2学年生徒全員を対象にTOKYO GLOBAL GATEWAYでの英語体験の実施、就学前教育と小学校教育との接続によるスタートカリキュラム等、6つの事業を記載いたしました。

基本方針2の、教育施策推進のための環境整備では、令和4年度、新たに令和における福生市立学校の在り方検討委員会を設置して、小中一貫校等の検討を行う等、2つの事業を記載いたしました。

基本方針3の、生涯を通じた学びによる豊かな地域づくり・人づくりでは、中央図書館改良事業、福生市スポーツ推進計画に基づき実施するパラスポーツ体験授業など、3つの事業を記載いたしました。

基本方針4の、地域社会総がかりでの教育の推進では、コミュニティースクール総会の開催、スタディ・アシスト事業について記載いたしました。

最後に、誰一人取り残さない福生市の教育を目指し、令和4年度も福生市の教育の持続発展に組織一丸となって取り組むことを結びといたしました。

以上、雑ばくではございますが、内容についての説明とさせていただきます。なお、現在も市長の施政方針との整合性に関する調整や、東京都教育委員会の新規施策との調整が続いていることから、3月1日の市議会まで教育方針本文の微調整をさせていただく予定です。このことから、本日の協議で御指摘いただくことや、協議後に委員の皆様がお気付きのことを御指示いただければ、その点も反映させたいと存じます。以上となります。よろしく御協議のほどお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑はどうでしょうか。ございませんでしょうか。ないようでしたら、ただ今、荻島総務課長から説明がございましたとおり、いったんこの原案で可決していただきまして、その後修正等がある場合があるという、そういう条件的なものを付けましてお諮りしたいと思っております。協議事項1は、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって協議事項1は原案のとおり決することといたします。

次に、日程第15、報告第1号、福生市立学校の体力向上策第2次改訂版についてを議題といたします。田邨指導主事より内容説明をお願いいたします。

【指導主事】 日程第15、報告第1号、福生市立学校の体力向上策第2次改訂版の策定について御説明いたします。当日配布資料、別紙のポンチ絵を御覧ください。

平成29年度の策定から5年が経過し、このたび改訂版を作成しました。ポンチ絵左上、1、体力向上策第1次の成果と課題を御覧ください。第1次の成果は3点です。1点は、体力テスト記録表を作成することで、先生方が児童・生徒の実態を把握し、授業改善に生かすことができたこと。2点は、全小中学校で福生市長縄大会を実施し、児童・生徒の運動への意欲づけや、運動時間の確保につなげることができたこと。3点は、令和3年度東京都体力テストの結果、多くの学年の体力合計点が東京都の平均を上回ったことです。

続いて課題です。1点は、今後も運動習慣を確立するための取組を全小中学校で実施していくこと。2点は、全身持久力の数値が都の平均以下ということ。3点は、運動・スポーツをもっとしたいと肯定的に答えた女子生徒の割合が低下していることです。

以上の成果と課題を踏まえ、改訂版を作成しました。資料右上、2を御覧ください。赤字で示しました第2章、第3章が特に変更した箇所です。3、改訂のポイントを御覧ください。改訂のポイントは大きく4点あります。1点は、現行の学習指導要領の趣旨を踏まえた取組を行うこと。2点は、児童・生徒の現在の実態を把握するため、体力テストの結果を令和3年度のデータに更新したこと。3点は、1人1台端末、iPadの効果的な活用を図ること。4点は、第3章、福生市立学校の体力向上策を、11の項目から10項目に整理し直したことです。

続いて、体力向上策の第3章の内容について一部お伝えいたします。資料下段、4、福生市立学校の体力向上策、第3章、Expand10を御覧ください。第3章は、全ての学校で展開する5つの取組と、教育委員会で展開する5つの取組で構成しています。右側の枠を御覧ください。Expand2では、運動習慣を確立するための取組として、児童・生徒が計画的に運動する取組を行うことを改めて記載しました。始業前や休み時間などを利用して運動に親しむ場を設定したり、持久走大会や縄跳び月間などの取組をより効果的に行ったり、アルティメットなど児童・生徒が継続的に楽しく体を動かすことができる取組を行ったりします。

Expand3、学習指導要領を踏まえた授業改善です。今後iPadを補助的手段として効果的に使用していくことが大切です。例えば、自分や友達の動きを動画で撮り合い次の練習に生かした

り、自己の記録をデータ化して振り返りを可視化したりすることができます。また、教師はiPadを活用して、つまずきの把握や支援などにも役立てることができます。

教育委員会で展開する5つの取組では、Expand 8について改訂いたしました。1点は、体育科・保健体育科授業の基礎・基本について学ぶ機会を設定したことです。若手教員育成研修で実施している年5回の授業研究のうち、小学校の学級担任は年1回体育の授業を行います。2点は、より良い体育の授業を学ぶために、福生市体力向上推進委員による模範授業を設定し、より多くの教員が体育の授業を学び、自校の体育に生かすことです。福生市の児童・生徒が運動・スポーツに親しみ、もっと運動がしたいと思えるように、福生市の体力向上策改訂版を、校長会、副校長会、体力向上推進委員会などを通じて広めていきます。以上で報告を終わります。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。

【野口委員】 要望です。体力向上のためには継続することが大切で、そのためには楽しんで取り組めることが大切だと思っています。今、「アルティメットを楽しんでいる」とお話しされていましたが、運動神経の良い子だけでなく、苦手な子も体力の向上が見込めるよう、文言として入れてくれとまではいいませんが、「楽しさ」「面白さ」という視点を忘れないでほしいと思います。

教育委員会で展開する5つの取り組みの8番に「教育研修の充実」とありますが、先生方には是非、苦手な子が体育好きになるような楽しい指導方法も学んでいただきたいと思います。

【指導主事】 御意見ありがとうございます。まさしく、体力の二極化等でも、やっぱり運動嫌いな子というところも増えているのは現状としてありますので、やっぱり楽しさ重視というところは、体育の授業であつたり、休み時間等での運動遊び等、さまざまな面でやはり楽しさというところは重視して研修でも行っていくように視点を置きたいと思っております。ありがとうございます。

【教育長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わりたいと思います。よろしいでしょうか。先生は大丈夫ですか。

お諮りいたします。報告第1号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって報告第1号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第16、報告第2号、福生市食物アレルギー対応マニュアル改定版についてを議題といたします。大楠教育支援課長より内容説明をお願いいたします。

【教育支援課長】 それでは、日程第16、報告第2号、福生市食物アレルギー対応マニュアル改定版について御報告させていただきます。資料は399ページからでございます。

本マニュアルは平成29年8月に作成し、作成から4年以上が経過しております。このたび、平成29年9月以降から現在までの取組等の中で、変更や修正、改善等を行ったものを本マニュアルに反映させ、新たに改定版を発行するものでございます。

当マニュアル改定版の内容につきましては、従前のマニュアルから新たに何点か変更点がございます。主な変更点を2点申し上げます。まず1点は、全教職員に食物アレルギーを有する児童・生徒の情報を共有させること。エピペンの使用方法や保管場所、保管方法について、校内訓練や研修会を通じて実施する旨の記載をいたしました。

次に2点は、アレルギーのある児童に対する保護者からの提出書類や学校との面談等の流れについて、入学前に各小学校が入学予定の児童の様子を把握できる体制としたいため、新たに時系列に表示し、表記し直しました。

今後とも本マニュアル改定版を活用し、食物アレルギー対応に関わる全ての方々とより一層の共有理解を深めるとともに、適切に対応し、安全で安心な学校生活を構築できるよう支援してまいります。説明は以上でございます。御審議を賜り、原案どおり御決定くださいますようお願いいたします。以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

私からですが、これは命に直結する問題の1つでもあるということで、非常に重要なマニュアルだと思います。これを作っていただいたことで、ただ今、御説明があったことも含めて、ぜひ、3月、そして4月以降も学校のほうに徹底をして、校長先生以下先生方に御理解いただけるようにお願いします。

それではお諮りいたします。報告第2号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって報告第2号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第18、その他報告事項について事務局から何かございますか。よろしいですか。委員の皆様からは何かございますか。ないようですので、その他報告事項を終わります。

それでは、これから非公開の議事に入ります。暫時休憩いたします。